

第3章 初回共済掛金口座振替特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、初回共済掛金（注）を口座振替にて支払う場合で、共済責任期間の開始日の属する月の前月末日までに、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用できます。

- (1) 本組合との間で共済契約を締結していること
 - (2) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、本組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設定されていること
- （注）初回共済掛金の支払方法が一時払いの場合は、一時共済掛金。

初回共済掛金の支払方法が分割払いの場合は、第1回分割共済掛金。

(初回共済掛金の支払方法)

第2条 共済契約者は、初回共済掛金を自動車共済証書記載の支払期日に、共済契約者の指定口座からの口座振替により支払うものとします。

- 2. 前項の支払期日が、提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の支払いがその休業日の翌営業日に行われた場合には、本組合は初回共済掛金の支払期日に支払いがあったものとみなします。

(初回共済掛金不払いの場合の免責)

第3条 被共済者または損害賠償請求権者が、初回共済掛金の支払い前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払いを受ける場合には共済契約者は、その支払いを受ける前に、初回共済掛金を一時に本組合に支払わなければなりません。

- 2. 賠償責任条項第11条（本組合による援助—対人・対物）、第12条（本組合による解決—対人）、第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）、第14条（本組合による解決—対物）および第15条（損害賠償請求権者の直接請求—対物）の規定ならびに一般条項第23条（共済金の支払）の規定は、前項の初回共済掛金が支払われるまで適用されないものとします。

(初回共済掛金不払いによる共済契約の解除)

第4条 本組合は、共済契約者が、第2条（初回共済掛金の支払方法）第1項に定める支払期日の属する月の翌月の支払期日までに初回共済掛金が支払われない場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとします。

- 2. 共済契約の解除の効力は、初回共済掛金の支払期日から将来に向かって生じるものとします。
- 3. 前項の規定により本組合が共済契約を解除した場合で返戻すべき共済掛金がある場合には、共済掛金を返戻します。

(初回共済掛金支払い前の共済金支払いに関する特則)

第5条 第3条（初回共済掛金不払いの場合の免責）、前条（初回共済掛金不払いによる共済契約の解除）、一般条項第1条（共済責任期間）第3項の規定および特約条項「共済掛金分割払特約」第3条（初

回共済掛金領収前の事故)の規定にかかわらず、次の各号に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、本組合が承認したときは、本組合は初回共済掛金が支払われたものとして初回共済掛金支払い前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金を払います。

(1) 初回共済掛金の支払期日以前に発生した事故であること。

(2) 共済契約者が初回共済掛金を支払期日に支払う旨の確約を行うこと。

2. 第1項第2号の確約に反して共済契約者が支払期日に初回共済掛金の支払いを怠った場合には、初回共済掛金を一時に本組合に支払わなければなりません。

3. 前項に定める初回共済掛金が支払期日の属する月の翌月の支払期日までに支払われない場合は、本組合は既に支払った共済金について、その返還を請求することができるものとします。

(準用規定)

第6条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

附 則

この特約(第1条から第6条)は行政庁の認可の日から施行し、令和7年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。